

岡本の国会での質問

164-衆-農林水産委員会-9号 平成18年04月20日

○稲葉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続行いたします。岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

きょうは、前回の質問で時間の関係上質問をし切れなかった残余の質問、並びに日本の今回の経営安定対策と他国との比較、そしてさらには、今回のこの法案、WTO交渉上の今後の行く末なども含めてお話を伺いたい、また、大臣の御意見を伺いたいというふうに思っております。

まず最初に、他国との比較の部分からお話をさせていただきたいと思います。

日本が今回行おうとする直接支払い、この直接支払いというのは、他国にはない部分も含むし、よく似た政策も含まれている。ナラシの部分も同様でありますけれども、ゲタの部分も同様に、恐らくは他国と比較をする中で決めていかれたのかなというふうな認識を持っております。

今回の政策、そもそもどういうところからこの策を出してこられたのか、何か参考にしたものがあれば、また、それと比較して我が国の方がよりよい、もしくは、メリット、デメリットあると思いますが、それについてお答えをいただければと思います。

○井出政府参考人 お答えいたします。

今回の品目横断的経営安定対策のうち、生産条件格差是正対策につきましては、一つは、過去の生産実績に基づく支払いをすることにしておりますが、これは、アメリカやEUにおいて講じられております直接支払い制度ですとか、現行WTO農業協定を参考にしながら、緑の政策となるように仕組んだところでございます。

他方、我が国におきましては、品質の面で消費者、実需者のニーズに生産サイドが十分に対応し切れておらず、需要に応じた生産の誘導を図る必要があることから、過去の生産実績に基づく支払いを基本とはしつつも、黄の政策であります毎年の生産量、品質に基づく支払いをあわせて講じる、いわゆる日本型直接支払いともいふべき工夫を行ったところでございます。

また、収入変動影響緩和対策につきましては、これは収入の減少の一定割合を補てんする仕組みでございますが、これは、現行の我が国の米政策改革の一環として措置されております米の担い手経営安定対策等を踏まえて検討したものでございまして、特定の国の制度を参考としたというものではございません。

○岡本(充)委員 特定の制度を参考にしたわけではないと最後言われたのは、どこの部分だったかちょっと聞き取れなかったもので、もう一回お話しいただけますか。

○井出政府参考人 収入変動影響緩和対策、いわゆるナラシの部分についてでございます。

○岡本(充)委員 私は、てっきりカナダの政策を、CAISと言われているカナダの政策を参考にしたのかと思いましたが、そういうわけではないという答弁でよろしいわけですね。

今回、私はいろいろな国の制度も調べました。日本の直接支払いは、経営安定対策は、その対象を一定規模以上の生産者、生産組織に限定をされていて、欧米ではこのように限定をしている国はないわけでありまして、EUにおける高額直接支払いを受けている者への減額だとか、アメリカにおける受領額の上限の設定だとか、こういうことはあるにしても、いわゆる大規模層への制約はあるとしても、この小規模農家に対する制約というのがないように思うわけなんです。これは多分、政府の答弁としては、土地利用型農業の生産構造の改革が立ちおけているから、この部分を変

えなきやいけないから、我が国では、小規模農家への今回の政策、制限をしたんだと言われると思う。しかしながら、アメリカにおいては小規模農家も直接支払いの対象となるわけでありまして、アメリカもまだまだ小規模農家があるやに聞いております。

こういった意味でいえば、決して日本もできないわけではないと思われるんですが、今言われた土地利用型農業の生産構造の改革以外に、小規模農家を制約する何らかの理由があるのでしょうか。今回の制度から除外をする何らかの理由がほかにあるのかどうか、お答えをいただきたいと思えます。

○井出政府参考人 今委員御指摘のとおり、我が国の土地利用型農業は規模が極めて零細でございまして、アメリカの場合は、平均規模で見ましても、農家の平均耕作規模が二百ヘクタールぐらいあるわけですが、我が国は一ヘクタール余りという構造でございまして、そういった中で高齢化あるいは農家人口の大幅な減少が続いている。そういう中で、一定の規模を有しているような、やる気と能力のある農家に光を当てていこう、こういう観点から今回の措置を講じているところでございます。

やはりアメリカやEUのように、既にでき上がっている農家、ある程度完成されたというか、農業としてちゃんと自立しているという農家群をたくさん擁している国と、我が国のように、そういう農家は極めて限られているという国の違いから出るものであると考えております。

○岡本(充)委員 アメリカの直接支払いの実績というところでサマライズした資料があったので、ちょっとそこを私読ませていただくと、アメリカの直接支払いについて、各論者いろいろ論じておりますが、零細な農業規模の生産者は、書類を作成し、例えばアメリカの場合でしたら、カウンティと言われるんでしょうか、郡事務所に提出して支払いを受け取ったとしても、受領額がわずかであり、わざわざ加入手続をとらないケースがかなりあるという結果によって、結果論として小規模がこの制度に入っていないという分析もあります。アメリカの場合は、面積の加入率は九五%、生産者の加入率は七、八割程度にとどまっているというのが現状だというふうに分析をされておりますが、決してこの零細農家等に直接支払いの加入資格を与えていないからではないわけなんですね。

そういう意味で、制限の仕方として、制度で切るのか、それとも、生産者の方の自主性に任せて受け取りを求めるか求めないかを分類するのか、二つ手だてはあると私は思っています。

金額によって、今回誘導するわけですね。政策誘導をしていこう、規模拡大をするための政策誘導をする。この金額のいかんによって政策を誘導しようというのであれば、金額の額で誘導することが可能であるにもかかわらず、あえてそうしないというところに私は大いなる疑問を感じるわけでありまして。

答弁を求めても同じだと思いますので、もう少し、このアメリカの直接支払いのいろいろな研究結果、いろいろな分析結果を踏まえて一応確認をしておきたいということをお聞きしようと思っております。

まず最初は、直接支払いが生産に与える影響が小さいのではないかという議論があります。それは、デカップリング型の直接支払いが生産とは切り離された形で支払われる。我が国は食料自給率の向上がある意味最も重要な政策目標の一つというふうになっていますから、今年の新しい食料・農業・農村基本計画における目玉の政策である担い手に対する今回の直接支払いが食料自給率の向上に影響を与えないのではないかというふうなことをおっしゃる方もみえます。これについては、政府としてはどのようにお考えになられるんでしょうか。

○中川国務大臣 岡本委員は、各国の例を参考にしていないのかと。まず参考という言葉の認識を共通にしますと、もちろん各国の制度をいろいろ勉強はしているわけですね。そういう中で、こういう形の直接支払いを基本にしてというか、お手本にしてというものではない。なぜならば、生産性の格差による部分のいわゆるプラスの部分とか、米の価格変動の部分というものは日本型独自で

ある。ただし、直接支払いというものは、各国の農業条件の差によっていろいろあるわけです。

アメリカは、御承知のとおり、九六年農業法あるいは二〇〇〇年農業法、そのときの農業情勢あるいは財政状況その他いろいろな条件によって現在の二〇〇二年農業法が導入されて、現在、仮称ですけれども、いわゆる二〇〇七年農業法というものを作業を進めているわけでありまして。ドイツの場合には、私も昔勉強したことがありますけれども、いわゆるデカップリング、条件不利地域での生産と、あるいは農業生産刺激と直接関係ないけれども、食料安全保障あるいは国土安全保障という観点から、ドイツ型のデカップリングというものもあるわけでありまして。それから、イギリスの場合には、午前中御議論がありましたけれども、自給率向上のための刺激策としてのそういう制度もいろいろある。スイスはスイスでああいう山岳地帯ですから。

いろいろな農業形態があって、それに対してWTO上のいわゆる国内支持政策というのがあるわけでありましてから、仮にいわゆる条件不利の格差是正のための部分がWTO上例えば緑である、あるいはいわゆる二階建ての部分の部分が仮に黄色であるとか、いろいろな見方があると思えますけれども、いずれにしてもそれは日本型であって、アメリカ型と違うんだ。

もう一つアメリカと違うのは、御承知のとおり、生産規模が全く違うわけでありまして。アメリカにおける零細と日本における大規模、私のところは平均四十ヘクタール、五十ヘクタールありますけれども、ヨーロッパに比べればヨーロッパ並みであります。アメリカではいわゆる小規模の方に入っていく。中西部の方の五大湖周辺の農業地帯は私のところとほぼ同規模であって、アメリカでは小規模経営であるということでありましてから、日本は日本のやり方で今回やっていく。

そういう中で、しかし、いわゆる条件をつける。条件は、岡本委員御承知の上でお話しなさっていると思えますけれども、一律に規模要件だけではないということもあるわけですので、その上で、やる気と能力のある農業形態に対しての支援策という意味では、自給率の向上、つまり、国内生産がより消費者に好まれるものがふえていくという観点から自給率向上を目指しているというふうに我々は理解して、この法案を御審議いただいているところであります。

○岡本(充)委員 大臣から考え方はお聞かせいただきましたけれども、食料自給率の向上につながるのではないかと私の指摘に対しての答弁がまだいただけていないので、政府参考人で結構ですから、お答えいただきたい。

○中川国務大臣 さっき最後のところで申し上げたつもりでありますけれども、規模要件も含めて一定の条件を備えたところ、つまり、一言で申し上げれば、やる気と能力のあるところによりインセンティブを与えることによって消費者に支持される農業生産がふえていけば、文字どおり、基本法に基づく、国内生産を基本としてという趣旨を踏まえた形での農業経営というものになっていき、それが自給率の向上につながっていくというふうに我々は理解しているわけがございます。

○岡本(充)委員 大臣が答えられたので、私ははっきり、今回そういうアメリカの情勢を踏まえて、参考にして、各年の生産量、品質に基づく支払い、あえて黄色の政策をつけて食料自給率を向上させるためのものを備えています、こういう答弁が出るのかなというふうに思ったんですね。

大臣は、やる気と活力のあると言われましたか、農家に、担い手に農業を集約していくんだと。それは結構なことかもしれませんが、前もお話をさせていただきましたけれども、決して小規模な農家がやる気と活力がないわけじゃないんですよ。どうしてもいたし方なく小規模でやっている方もみえる。やる気もある、そして能力もある、活力もある、こういう人でもいたし方なくさまざまな事情で規模拡大ができないところにみえる方もあるということ、例えばうちの地元でいえば、きょうも農協の組合長から午前中、二、三お話を聞いてきました。慌ただしい話でしたけれども聞いてきた。

言われた話は、正直、規模拡大はなかなか難しいと。後でお話をしようと思っていたけれども、規模拡大は難しいと。今回の法案が通っても、例えば真ん中に宅地があったり、それから耕作放棄地の話もあります。いろいろな産廃置き場になってしまったようなところがあったり、その周辺に百坪、百五十坪の農地が広がっていたってここはどうしようもない、これも計算上規模拡大の農地

としてカウントすることは可能なのかもしれないけれども、たとえこれが集まってきたところで効率的な農業が本当にできるのか、無理だと。今回の法案では農地の集約化も進まない、こういうことをおっしゃってみえました。

何より心配をされていたのは、米の関税率のことについて心配しているということを重ねて大臣に伝えてくれというお話でありましたから、それは後ほどお話をさせていただきますが、そちらの方には関心は十分おありでありましたけれども、今回の法案で規模拡大が進むとは思えないという話でありました。

そういった意味で、他国との比較の中で今回の法案が我が国の実情をどれだけとらまえて、そして政策として出されているのか。私は、この部分についてもう少し伺いたいと思います。

あともう一点私が伺いたいのは、今回の政策をした結果、アメリカでは地代の上昇が起こったという研究結果も出ています。つまり農地の集約をする、集約を例えばするでもいい、もしくは直接支払いをする。そして、支払われるということは、この農地に対しての対価が大きくなるわけですから、アメリカの場合は農地を貸している人にはお金は出ません、日本もちろんそうですが、そこで責任を負って生産をしている人に対して直接支払いをしている。したがって、農地を貸せばそれだけ収入ができることを予測して、地代が高くなっていく、こういうことが出てくる。結論として、農地を借りて例えば農業をしている人にとっては、実質実入りが多くなるかということ、実入りが多くなれないという話もあります。調査によれば、直接支払いの六割ぐらいが地代に消えてしまうという話もあるわけなんです。

こういったことに対しては、今回の日本の直接支払い、何らかの予防措置なり対策をとっているんでしょうか。

○井出政府参考人 お答えいたします。

今回の制度で、いわゆる生産条件格差是正対策の対象になる麦や大豆を作付けている、あるいは作付けていないということによりまして農地そのものの評価に差が出るんじゃないかということは、現在でも言われております。

ただ、この格差是正対策というのは、土地にくっついて歩くのではなくて、人に対して支給されますので、どの農地にその権利が上乘せられて動くかということは、これはその権利者とそれを借りる人の相対で決まる問題でございます。

確かに、支給されることが権利づけられますので、土地の評価として、そういう権利がくっついていくということが評価されて若干農地の価格に差が出るということは十分考えられるところだと思いますが、これが、私どもが支給しようとしている額と地代との関係で、今お話のありましたように、アメリカのように六割が吸収されてしまうのかどうかという点については、まだ確たる整理はできておりません。

○岡本(充)委員 大臣、お聞きいただいておりますけれども、今局長が答弁されたとおり、ぜひお考えいただきたいのは、この地代の問題をきちっと整理づけて、今後起こるかもしれない地代の上昇、例えば、変な話、一反あれば集落営農になる、あなた貸してください、何々さん貸してください、そうしたら、あなたのところはこれだけ収入が入るということを見越して、ちょっと高目にその農地を貸そうとか、こういうようなことを防ぐことができない。相対取引だとまさに今答弁されましたけれども、相対取引である以上はそういうことを防ぐ手だてはないわけでありまして、結局、政府が払ったお金は、強い担い手をつくるどころか、土地を貸した方が得だった、土地を貸した者が他産業並みの収入を得た、こういう笑い話にならないようにしなければいけないというふうに思っているわけです。

そして、ナラシの政策はカナダを倣ったわけではないというお話もありましたけれども、例えば日本の米のナラシの政策は、農業者もお金を拠出し、もちろん政府がよりたくさんお金を出しているわけですが、その基金の範囲内でナラシのお金が出るというふうになっています。

例えば、他国の収入変動に対する補償については同じような措置があるところもあるのですが、今回、我が国では、販売収入の変動が経営に及ぼす影響が大きい場合を想定して、補てんという意味でのナラシを考えてみえるやに私には思えます。そういった意味で考えると、大規模な冷害が起こった、大規模な何らかの災害が起こったときに、基金の範囲内で補てんをするということであると、もしかしたら大規模な農家であればあるほど実際に損失をこうむる金額は大きくなる可能性があるかと私は考えるわけです。

こういった意味でいうと、逆に大規模農家がより大きな経営的痛手を受けるということになりはしないかという懸念に対しての対策はどのようにとられているのでしょうか。

○井出政府参考人 お答えいたします。

委員からお話もありましたとおり、価格や収量の変動による農業経営に対する影響につきましては、本来は農業者自身によりまさに経営の中で対処されるべきものではありませんけれども、経営規模の大きい担い手ということを考えますと、やはり販売収入の変動が経営に与える影響が大きいと考えられますことから、今回、収入変動影響緩和対策を導入することとしたところでございます。

ただ、この対策を措置するに当たりましては、やはりみずから経営リスクに対する備えをしていただくということも大事ですし、モラルハザードを防がなきゃならぬということもございますので、収入下落の一定割合、これは一割でございますが、農業者には負担をしていただく、あるいは、補てんは農業者と国による拠出の範囲内とする、ただし、国の拠出割合は全体の四分の三という高率負担にするということにいたしております。

積立金の限界があるわけでございますが、過去に、大天災、非常に作況が悪い年がございましたけれども、私たちもそういうものをよく調べまして、そういったときには一体どういうことが起こっているかと申しますと、基本的には、米の場合であれば、作況が著しく悪い年には、逆に価格が大幅に上昇いたします。それからもう一つには、農業共済制度がございますから、天災等による災害は、この共済制度の発動によりまして補てん金が支払われます。

そういったことを前提にして、さらにそれの上乗せとしてナラシの補てん金が出るということでございますので、こういった作況の悪い年における経済実態、あるいは共済制度との連動、そういうことまで考えまして、この程度の個人負担をいただければ制度としてしっかりと大規模農家にも対応できる、こういうふうと考えております。

○岡本(充)委員 私は、担い手の負担の部分が問題だ、個人の経営体の負担が問題だと指摘しているわけじゃなくて、大規模農家であればあるほど収量が多いわけですから、当然、何らかの天災が起こったときの損害額、実質の金額としても大きくなる。今言われた共済制度もありましょう。もちろん今回のナラシの制度もありましょう。さまざまな形で補てんをしていくと言われても、拠出の金額の範囲ということになると、どうしても上限が出てくる。

そういったときに、大規模農家ほど実際の損失の金額が大きくなるということは私は事実だと思うんですが、大規模農家、農地の集約化を図ると言っているながら、片や、被害が出た場合には大規模農家の方が被害金額が大きくなるということに、逆になりはしませんかという御質問をさせていただいています。

○中川国務大臣 この制度が適用されますと、御指摘のとおり、該当する作物をいっぱいつくっている方が、過去の収入に比べて、大規模災害が起きれば、平均の収入からぐっと減るのは、それはもう当たり前の話でございます。

大規模の程度にもよりますけれども、例えば私が経験をいたしました平成五年。米でいうと、作況指数が全国で七四、北海道の一部では作況指数四、たしか青森は作況が二〇とかいう数字を記憶しておりますけれども、つまりもうこれはほとんどゼロということですね。あるいは、私の地元の豆ですけれども、これなんか大変冷害に弱い作物でありますから、大変な不作になった。ただ、豆の場合には、相場物ですから、値段は逆に三倍に上がったとかいう例もあります。

今回の制度は、大規模農家ほど、大飢饉、大不作に対して、得べかりし平年作に対してのマイナスが大きいことは事実でありますから、現行の共済制度に加えて、いわゆるプラスアルファの部分として九割までをめぐりとしてやるわけでありましてけれども、平成五年のときには、これは大変な不作だ、何十年来の凶作だ、農家は大変だということで、一つは、例えば冬場に工事のお仕事をやっていただいて、それに対して代金を支払って、家計なり来年の営農の収入にするという救農土木ということを我々考えました。

それから、共済の制度そのもので支払い能力がない場合には、そこはもう政治の世界でありますから、事務方は、法案の審議の場ですから、そういうことは言えないと思っておりますけれども、本当に日本の農業に、あるいは農家に危機的な状況を与えるぐらいの異常な災害あるいはその他の要因があれば、そこはまさに政治が出てくるんじゃないでしょうか。

ですから、我々は、この法律の一言一句でもう何も考えないということじゃなくて、緊急的な財政措置その他、あるいはさっきの救農土木のような緊急措置を考えるわけでありまして、本当に厳しい状況になれば、まさにそういうものに対して、来年、再来年、また農業ができるようにしていくということは、当然これは、極端に言えば、法律を超えてでもやっていくのがまさに政治じゃないでしょうか。

法律そのものを変えるというと時間もかかるし、なかなか簡単にはいきませんが、法律の範囲内で特例措置というものも、当然これは危機的な状況になれば考えていくということは、お互い政治家ですから、自然相手、生き物相手ですから、それは私としては、政治家として、これは岡本委員と同じ立場で、法律に書いていないから知らないよということにはならないんだらうというふうに思います。

○岡本(充)委員 大臣、他国の場合には、そういったいろいろな要因で収入変動が起こる、そのための措置をいろいろ手厚く措置しているところもあるわけですが、法律として、制度として。日本も、天災がある可能性もあるし、また、いろいろな理由で農作物の価格が長期に低迷することもあると思います。そういうときに対しての備えをしておくべきじゃないか。

例えば、先ほど救農土木と言われましたけれども、アメリカでは、直接支払いの資産効果が農業収入リスク管理に向けられるかどうかという研究をしているグループもあります。これによると、今回のような直接支払いで得られた収入が消費やレジャーに向けられて、残念ながら、いわゆる農業収入リスク管理に向けてさらなる投資をするというような方向には向かないんじゃないかということ指摘している向きもあるのであります。

制度として、今回の制度を、もとに戻りますけれども、どこの国をまねしたとは言いませんけれども、いろいろな国を参考にしながらやっただけであれば、ほかの国で言われている、指摘をされているデメリットだとかよくない点について、考えて工夫をしていただきたかったということをお話しさせていただいたわけでございます。

時間の関係で、次の質問に移りたいと思います。

では、今回の政策が実現をしたとなると、構造展望で、今後の農家は集約化されていく、これは前回私が質問をさせていただいたとおりですが、そういう展望をお持ちのようです。日本の農業所得、生産農業所得で結構なんですけれども、これは年々減ってきているやに思います。一九九〇年が四兆八千七百七十二億、それが二〇〇〇年には三兆五千五百六十二億、二〇〇四年はまだ概算なのかもしれませんが、それを下回るのではないかという話を聞いております。

この生産農業所得は、全体としては、今後この施策によってふえていくんだというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○中川国務大臣 GDPベースで、そうなるかどうかはわからないと思うんです。

私の地元の例を出して大変恐縮なんですけれども、二十年前に、私の地元、十勝というところがありますけれども、ここの農家戸数は一万戸を超えておりました。農業粗生産は二千億を切ってお

りました。二千億になったといって大騒ぎしておりましたけれども、今、農家戸数は六千戸です。しかし、農業粗生産は、売上高は、二千六百億です。

この中には、押しなべて、さっきの耕作放棄地どころか、農地が足りない、足りない、もっと規模拡大したいといって、農地不足であります。一戸当たりの農家の売り上げは、二千億に対して例えば一万戸、二千六百億に対して六千戸、一戸当たりどのぐらいふえたかということは割算をすればわかるわけでありますから、私の地元だけの例を挙げて恐縮ですが、そういうやる気と能力で結果が出せるようなところ、愛知県にもそういう農家はいっぱいいらっしゃるのではないかと。

規模の問題じゃないですよ。やる気と能力があって、さっきちょっとお話にあった、品質のいいものをつくっている愛知県の農家を私も知っております。熊本にもあるでしょう。中山間にもあるでしょう。そういう農家もありますので、さてこれから、では、GDPに対して農業粗生産が、昔は十兆円と言われたものが今は九兆前後になっている。しかし、一戸当たりの農家の売り上げがどうなっているか、あるいは経営内容がどうなっているか。

我々の出している目標としては、五年でコストを二割から三割下げようという目標もあるわけでありますから、単純に全体の粗収入がどうかとか農家の売り上げがどうかということじゃなくて、個々の農家、個々の経営体が強くなれるような施策をやっていきたいというのが今回の目的の大きな一つでございます。

○岡本(充)委員 大臣、くしくも個々の農家の話をされましたから、きょうお配りをさせていただいた資料の農林水産統計、こちらの方で少しお伺いをしたいと思います。

個々の農家の収入がどうなるのかというのは二枚目のところにありますが、二枚目のグラフ、集落営農二十ヘクタール以上は一戸当たりの農業所得が四十三万円、それから個別経営〇・五から一ヘクタール層では八万円、こういうふうな数字が出ています。

そもそも、私は農林水産省にお話をしたらそういう数字はないと言われましたが、今の日本の農家における収入が一体どういうふうなものから得られているのか。例えば、農業所得がどうだ、地代がどうだ、いろいろあると思う。一体、どのような構造なのか。六十五歳以上の方が多いと言われるが、年金の収入もあるでしょう。しかし、今後、この政策ができた場合に、一体農家の所得がどう推移していくのか。土地の、いわゆる供出する側、借り手側、いろいろあると思いますが、どういふふうな変化をするのか、シミュレーションを出しておくべきじゃないか。

私が危惧しているのは、六十五歳を超える高齢者の方で国民年金しか入っていない方が、土地を貸して、先ほど地代が上がるというふうに私は指摘をさせていただきましたけれども、地代が上がって地代収入がふえれば、それはそれで結構なことかもしれませんが、少ない農地でつくりたい、少なくとも、現金収入はなくても、自分のところのお米ぐらいは何とかこれまで自給自足でやってきた、こういう農家にとって、土地を出すこと、土地を出して、もちろんオペレーターにやってもらうことは効率的にはいいのかもしれないが、その農家として一体どういう収入構造になるのか、これについて検討しておく必要があるのではないかとこのお話をしましたら、そういう資料はないというふうに言われました。

私はその実態も調査をするべきだというふうに考えるわけなんです、大臣、今後そういう調査をしていただけませんか。

○中川国務大臣 土地の出し手と借り手、あるいは農地の集積、さっき岡本委員がずっと何か前提としては規模というものが中心のお話をされておりますけれども、我々としては、規模拡大も大事ですし、集落営農も大事でありますし、それから、小規模であっても、愛知県のような品質がよい、愛知県も規模が広いところもあります、とにかく収益の高い農業をやっているところは全国にあるわけでありますから、やる気と能力、つまり経営感覚といいましょうか、もうかることを目指してやっていく農業に対して、日本の食料政策として、あるいは国土政策、その他多面的な役割として応援をしていこうというのが今回の趣旨でございます。

そういう意味で、どのぐらいの規模が大体どのぐらいの収益になるかとか、土地のリース代が幾らになるかとか、土地を売ったら幾らになるかというのは、多分、愛知県の三大都市圏と私のところでは生活条件も農地の価格も随分と違うと思いますから、幾つかの例という意味ではできるんでしょうけれども、モデルといいたしめようか、かちつとしたものは、文字どおり多様な日本の農業でありますから、その辺は、法案の前提になるようなかちつとしたデータをつくるというのはなかなか難しい。

しかし、来年のスタートに向けては、午前中も議論がありましたように、認定農家なり、その資格が取れるようにどうぞ入ってきてくださいという努力をする中で、いろいろなケースを説明することができる。例えば、私の地元なんかの代表例を一つ二つ、愛知県の代表例を一つ二つ、あるいは中山間の代表例を一つ二つということはできますけれども、それをモデルということで御理解をいただけるのであれば、それはひとつ今後検討させていただきたいと思います。

○岡本(充)委員 それぞれ、各県ごとに農林水産省は統計を出してみえます。そういう意味では、その統計をもとにすれば、どのような収入形態になっていくのか。私が本当に危惧しているのが、先ほどもお話ししましたように、国民年金だけの収入になってしまう、あと、地代だけの収入になってしまう方。

農林水産省によれば、集落営農の中でやる仕事はあるだろうから、草刈りをして収入を得てくれというふうな話も聞いておりますけれども、草刈りで得る収入というのは知れているし、常にできるわけでもないし、そういう意味では、収入がどういうふうに移りをしていくというふうを考えているのか、ぜひ、そのデータを、かちつとしたものでなくても結構ですから、どういうイメージになるのか、では、大臣がお話をさせていただきましたので、その資料をいただきたいと思います。

○中川国務大臣 かちつとしたものではないということは岡本委員もおっしゃいましたけれども、どの程度のものになるかについては、全国に何百万という中で新しい制度を、幾つかの仮定を置いてやりますので、御不満があるかもしれませんが、そういうものを幾つかのケースとして出すように今検討させてもらいたいと思います。

○岡本(充)委員 さて、この数字、一枚めくっていくと、きょう統計部長も来られていますから、私の好きな統計の話になるので恐縮でございますが、ではこれは一体統計としてどうなのか。まず、サンプル数がかなり少ないですね。どういところでこのサンプリング調査をされたのか。つまり、対象となったものは、例えばランダムに選ばれたのか、それとも、その中で、そういう方式ではなく、ピックアップを農林水産省側でしてきたのか、そこについてお答えをいただきたいと思います。

○小西政府参考人 お答えいたします。

この調査につきましては、標本調査でございますので、全国のそれぞれの農家、また地域営農、それぞれの分布に応じましてサンプルをとりまして、ここに掲げておりますけれども、集落営農につきましては約百のサンプルをとっておりますが、これは全体的な数としては一定の精度を持っているというふうに理解しております。

○岡本(充)委員 無作為抽出かどうかということです。

○小西政府参考人 無作為抽出でございます。

○岡本(充)委員 いや、農家がたくさんある中で無作為抽出といっても、非常に難しいと思うんですよね、いろいろな経営体があって、いろいろな人があって、それをどういうふうは無作為抽出するかというのは、例えば、農家というものの電話番号があって、その電話番号の中で選ぶというならわかるけれども、どこが農家で、どういう農家がどこにあるか、こういうことを調べていっても、全軒、おうちを把握しているわけでもないでしょうし、そういった中で無作為抽出、理論的に可能ですか。

○小西政府参考人 私ども、センサス結果をもとにしてこのサンプルをとっております。そういった意味で、地域の、それぞれ農家の分布を見ながら無作為で抽出しているところでございます。

○岡本(充)委員 それでは無作為にならないんじゃないですか。無作為というのは、本当に、例えば選挙のときでもそうですけれども、電話番号をコンピューターで発生させて、この家に電話しようと世論調査をする、そういうのが無作為であって、ある一定の分布図に従って、分布図の中でピックアップをしていくという話になってくるとそうならない。まあ、この議論を続けてもしょうがない、ちょっと時間の関係もありますから。

私が指摘をしたいのは、この例えば二番目の表で、経営耕地面積が、皆様、見にくいかもしれない、二と書いてあるところですが、上から二段目、十ヘクタール未満は、耕地面積の平均という意味なんでしょうけれども、八百三十七と書いてある。隣が千五百五十三、その次が三千三百三十七。経営耕地面積が、とりあえず、十ヘクタール未満と十から二十のところは二倍になっているが、その下の方の二十二というところを見てください。例えば、この農業粗収入は、十ヘクタール未満と十から二十の間は、これは四倍ぐらいにはなっているんでしょうかね。さらに、耕地面積がおおよそ四倍ふえると収入は十倍ぐらいにふえる、こういうふうになっているんですが、こんなにも農業粗収入が急に単位面積当たり上がるものなんですか。これはちょっと数字として私はおかしいのではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○小西政府参考人 ただいまの資料にありましたように、この十六年の農業経営統計調査によりますと、水田作経営の集落営農の農業粗収益は、水田作付面積が十ヘクタール未満の階層では三百六十二万円、十から二十ヘクタールの階層では四・一倍の千四百七十三万円、また、二十ヘクタール以上の階層では九・五倍の三千四百五十四万円となっております。

これは、水田作付面積が、十ヘクタール未満の階層の平均では五ヘクタール、十から二十ヘクタールの階層ではその三・〇倍の十五ヘクタール、二十ヘクタール以上の階層では七・二倍の三十六ヘクタールというふうにありますように、基本的には集落営農の水田作付面積規模に大きな差があるということによるものでございます。

また、これに加えて、十アール当たりの農業粗収益が、水田作付面積が十ヘクタール未満の階層では七万三千元、十から二十ヘクタールの階層ではその一・四倍の九万九千元、二十ヘクタール以上の階層では一・三倍の九万五千元というふうに異なっていることによるものでございます。

○岡本(充)委員 今、部長は水田作付面積で言われたけれども、経営耕地面積で農業粗収入は決まるのだと私は思うので、この数字をここで細かく取り上げて云々かんぬんともうちょっとやりたいけれども、時間の関係で。

私は何が言いたいかというと、そもそも、この八万円と四十三万円を出すのは結構な話ですが、調べた個数も、ある意味無作為ではない、数も少ない、これは統計学的に有意差があるのかどうかは、私もちょっと検定をしていないからわからないけれども、もちろん集落営農が経営効率が悪くなると言っているわけじゃない、それは経営効率がよくなるのはよくわかるけれども、こんなにも差が出るのかと。調べた個数も、サンプリング調査であり、なおかつ数が少ない中で、今言ったこういうばらつきもある、この数字の中に。これをもとにして四十三万円が八万円になります、こう言われても、私は、この数字の詳細な詰めをしていくと本当にこういう差があるのかどうかということについて疑問を呈しているわけです。

大臣、ここから先、大臣にちょっとお伺いしたいんです。

これは、こういう差がある、現時点でも四十三万円、これを信じましょう。例えばこれを信じたとして、四十三万円と八万円の差があったとしても、それでもなおかつ集落営農が進まないこの現状の中で、一体幾ら今回予算規模をつけるかわかりませんが、これよりもっと大きな差をつけ

なければ集落営農は進まないのかもしれない。政府が言うような金額で誘導する、金額だけではないと言われるかもしれないけれども、金額で大規模な土地利用型農業の構造改革をしようと思っているのであれば、これ以上の差をつけなきゃいけないという話になるんじゃないか、逆に、もしこれが真実なら。

私は、今、これの数字の根拠がおかしいんじゃないかということも指摘させていただいた。大臣としては、私の今の指摘、どのようにお考えになられるか。この数字がちょっと真実性が乏しいのか、それとも、これが本当に真実、真をあらわしているのであれば、これ以上の格差をつけるべきだというふうにお考えなのか、お答えをいただきたいと思います。

○中川国務大臣 さっき選挙の話が出ましたが、あれは統計学、岡本委員、大変造詣が深いようでもありますけれども、学問的な根拠もあるようであります。

他方、この統計部のデータも、何十年にわたっての経験と専門家の判断もある上での統計でございますので、先ほど、私は、多種多様なものがあるから、モデルケースを出せと言っても、なかなかかちつとしたものは出ませんと申し上げたわけでもありますけれども、しかし、これはこれで一つの重要なデータであると認識をしております。

その上で、この集落営農で規模のメリットがこのように顕著にあればあるほど、やはり、集落営農によって、我々が、個々の農家は四ヘクタール、十ヘクタールを満たさなくても、二十ヘクタール以上を目指せば、インセンティブになるというデータであるのではないか。それから、品質がよければさらに粗収入、売り上げが上がっていく、高収益で高いものが売れるということになればメリットがあるということですから、このデータはまさに如実にこの集落営農によって耕地面積がふえていけばいくほど粗収入なり所得がふえていく顕著な例として岡本委員がお出しになったのではないかとこのように私は理解したいと思います。

○岡本(充)委員 大臣、私が指摘をしたいのは、もし本当にこれだけの顕著な差があっても集落営農が進んでこなかったとするのであれば、これは、農家の方がこの事実を知らないか、つまり農林水産省の周知徹底がなされていないから農家の方が知らなかったか、それとも実際にはこんなに差がないか、もしくは、これだけ差があっても集落営農ができない何らかの要因があるとするれば、今後、変な話、金銭をもっと補助金として積み増したとしても、これ以上の差をつけなければ人々は集落営農に集まってこないという話になる。

だから、一体このどれなのかというふうにはお聞きをしております、そういう意味でいうと、どれをとってもこれまでの農林水産省の政策に反省が必要になってくるという点では、大臣はどれとは言いつらいとは思いますが、私は、そういう意味でこの指摘をさせていただいて、また機会があったらこの議論を深めていきたいと思っております。

きょうは、外務省の方にお越しをいただきましたけれども、最後に、WTO交渉、今後に向けてどういう方針でお臨みかお話を伺って、私の質問を終わりたいと思っております。

○木寺政府参考人 お答え申し上げます。

本日委員の御質問の、品目横断的経営安定対策の支払いに関連してでございますが、WTO交渉の結果新たに導入されます国内支持のルールに基づく緑、青、黄色のそれぞれいずれに該当するかという点につきましては、委員御指摘のとおり、WTO農業協定上黄色の政策に該当するのではないかとと思われる部分がありますが、今後の交渉の結果を踏まえて検討する必要があると考えております。

しかしながら、我が国は、これまでの農政改革によりまして総合AMSを二〇〇二年には約束水準の一八%にまで削減してきております。その他のAMS主要国のアメリカ、これは七五%、EUは六四%、これらと比較しても大幅に削減してきております。したがって、我が国として使用いたしますAMSを今回の交渉の結果として決まる約束レベルの範囲内とすることは十分に可能であり、このために我が国が交渉上不利になることはないと考えております。

いずれにいたしましても、外務省といたしましては、関係省庁と協力をして、政府一体となって我が国の主張がドーハ・ラウンドの成果に最大限反映されるよう努めてまいり所存でございます。

○岡本(充)委員 どうもありがとうございました。終わります。